

議事日程第4号

平成30年3月5日(月)

第1 議案上程(議案第1号から第37号まで及び報告第1号)

議案説明、質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 伊藤 宗就	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	12番 船橋 金弘	11番 船木 金光
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	加藤 秋男
副事務局長	畠山 隆之
局長補佐	杉本 一也
主査	吉田 平

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原 広二	副市長	笠井 潤
教育長	鈴木 雅彦	監査委員	鈴木 誠

総務企画部長	船 木 道 晴	市民福祉部長	柏 崎 潤 一
産業建設部長	藤 原 誠	教 育 次 長	木 元 義 博
企 業 局 長	佐 藤 盛 己	企画政策課長	八 端 隆 公
総 務 課 長	目 黒 雪 子	財 政 課 長	田 村 力
税 務 課 長	田 口 好 信	生活環境課長	伊 藤 文 興
健康子育て課長	加 藤 義 一	介護サービス課長	佐 藤 庄 二
福祉事務所長	伊 藤 徹	農林水産課長	武 田 誠
観光商工課長	清 水 康 成	建 設 課 長	佐 藤 透
病院事務局長	山 田 政 信	会 計 管 理 者	菅 原 信 一
学校教育課長	鏡 長 光	生涯学習課長	鎌 田 栄
監査事務局長	小澤田 一 志	企業局管理課長	菅 原 長
選管事務局長	(総務課長併任)	農委事務局長	(農林水産課長併任)

午前10時01分 開 議

○議長（三浦利通君） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第1号から第37号まで及び報告第1号を一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第1、議案第1号から第37号まで及び報告第1号を一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

はじめに、船木総務企画部長の説明を求めます。船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） おはようございます。

私からは、議案第36号男鹿地区消防一部事務組合格約の一部変更について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の83ページをお願いいたします。

本議案は、男鹿地区消防一部事務組合議会議員の定数の見直しに伴いまして、同組合格約の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、84ページをお願いいたします。

変更の内容であります。男鹿地区消防一部事務組合の議員定数につきましては、現在、男鹿市7人、潟上市4人、大潟村2人の13人となっておりますが、男鹿市から選挙する議員の数を1人減の6人に改め、議員定数を12人とするものであります。

この規約は、知事の許可を受け、男鹿市議会議員の任期満了日の翌日であります本年4月22日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 次に、柏崎市民福祉部長の説明を求めます。柏崎市民生活部長

【市民福祉部長 柏崎潤一君 登壇】

○市民福祉部長（柏崎潤一君） おはようございます。

私からは、市民福祉部にかかります議案第7号から議案第14号及び議案第20号から24号、そして議案第37号について補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の7ページをお願いいたします。

まず、議案第7号男鹿市国民健康保険条例及び男鹿市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の条例改正は、新年度より都道府県が市町村とともに国民健康保険事業を行うこととされたことから、所要の条例改正が必要となるものであります。

続きまして、8ページをお願いいたします。

8ページは、改正条例の本文でございます。

第1条は、男鹿市国民健康保険条例の一部改正で、条例目次及び第1章の章名、また、見出しを含む第1条中の「男鹿市が行う国民健康保険」の次に「の事務」を加えるものであります。「男鹿市が行う国民健康保険の事務」とするものでございます。

また、第2章の章名及び見出しを含む第2条中の「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものであります。

また、第2条は、男鹿市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正で、同条例の第6条中、第4号を5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として、「1、国民健康保険事業費納付金に要する費用が不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき」という一文を加えるものであります。

条例の施行期日は、平成30年4月1日からとするものでございます。

議案第7号については、以上でございます。

議案書の9ページをお願いいたします。

次に、議案第8号男鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の条例改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴いまして、現行の制度では、国保の住所地特例者が75歳到達により国保から後期高齢に加入する場合、後期高齢の住所地特例が適用されないものでしたが、この取り扱いについて、現に国保の住所地特例を受けている被保険者が後期高齢の広域連合の被保険者となる場合には、前住所地の市町村が加入する広域連合が保険者となるよう見直すものであります。

議案書の10ページをお願いいたします。

10ページは、改正条例の本文であります。

まず、条例中、市が保険料を徴収すべき被保険者を定めた第3条におきまして、住所地特例を規定した法律第55条の2第2項が新設されたため、各号にその規定を準用する場合を含む旨を追加いたします。

また、第5号として、これまで国民健康保険法第116条の2第1項及び第2項の規定を受けて住所地特例が適用されていた国保の被保険者が新たに後期高齢者医療制度に加入することとなった場合、その住所地特例が継続して適用されることとなったため、本市が保険料を徴収すべき被保険者の規定である本条例第3条に加えるものであります。

附則の第2条は削除、第3条を繰り上げて第2条とするものであります。

条例の施行期日は、平成30年4月1日からとするものでございます。

議案第8号については、以上でございます。

議案書の11ページをお願いいたします。

次に、議案第9号男鹿市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本条例は、介護保険法の一部改正に伴いまして、これまで都道府県条例で定めておりました指定居宅介護支援事業に関する基準についてを市町村の条例で定める必要が生じたものであります。

12ページをお願いいたします。

12ページからが条例文でございます。

制定の内容といたしましては、省令の基準に基づきまして、人員、運営の基準を定めるもので、第1章は総則であります。

第1条、この条例は、介護保険法の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものであります。

13ページは、第2章、人員に関する基準であります。従業員の数、管理者に関する規定であります。

また、14ページ、第3章は運営に関する基準であります。事業内容及び手続の説明、同意の規定から書類の発行処理を定めております。

18ページをお願いします。

18ページからは、介護支援の具体的な取り扱い方針を定めております。

ページ飛びまして29ページをお願いいたします。

29ページ、一番下の第30条、記録の整備であります。次のページの上段の記録の保存年限について、完結の日から5年と定めております。この部分、省令は2年保存であります。市の独自基準として定めたものであります。

第4章は、基準該当居宅介護支援に関する基準であります。こちらは準用規定になります。

31ページをお願いします。

条例の施行期日は、平成30年4月1日から。ただし、14条第1項第20号の規定は、10月1日から施行いたします。

議案第9号につきましては、以上でございます。

議案書、次のページ32ページをお願いいたします。

次に、議案第10号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、介護保険法に基づく男鹿市介護保険事業計画の見直しに伴いまして、平成30年度から平成32年度までの保険料率を定めるほか、保険料の減免対象者に追加改正を行うものであります。

議案書の33ページをお願いいたします。

33ページは、改正条例文であります。

まず、条例第3条、保険料率第1項中、定める期間を「平成30年度」から「平成32年度」に改め、同項各号の額を改めます。

基準となる額は、第3条第1項第5号で、現行年額「7万9,740円」を「8万5,884円」とするものであります。

また、同条第3項中の期間も「平成30年度」から「平成32年度」に改め、「3万5,883円」を「3万8,647円」に改めるものであります。

次に、第9条におきまして、保険料の減免対象者として、「刑事施設、労役場その他これに準ずる施設に拘禁され、介護給付などが行われない期間がある者」を加えるため、第5号として条文を追加いたします。

条例の施行期日は、平成30年4月1日からとするものでございます。

議案第10号につきましては、以上であります。

議案書の34ページをお願いいたします。

次に、議案第11号男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例及び男鹿市指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例であります。

介護保険法の一部改正により、高齢者と障害児者が同一の施設事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置づけられたことから、共生型施設の指定基準等を新たに条例に加えるほか、国の基準省令改正に伴う所要の改正を行うものであります。

35ページをお願いいたします。

35ページは、改正条例の本文であります。

まず、第1条は、男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例に共生型地域密着型通所介護の指定基準等を新たに条例に加えるもので、追加条文は、第59条の20の2及び第59条の20の3であります。

また、居住系サービスにおける身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置について運営基準に定めるものは、41ページになりますが、第117号第7項、認知症対応型共同生活介護、第138条6項、地域密着型特定施設入居者生活介護、それから43ページの上段になります、第157条第6項、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、下段の第182条第8項、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設生活介護の各条文であります。

第2条は、47ページの下段になります。

第2条は、男鹿市指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例に、居住系サービスにおける身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置について、運営基準に定めるものであります。

追加条文は、次のページ48ページの中段になりますが、第78条第3項、介護予防認知症対応型共同生活介護に関する条文であります。

条例の施行期日は、平成30年4月1日であります。

議案第11号につきましては、以上でございます。

次に、議案書50ページをお願いいたします。

議案第12号男鹿市若美老人福祉センター条例を廃止する条例、それから52ページ、議案第13号男鹿市コミュニティホーム条例を廃止する条例について、さらに54ページ、議案第14号男鹿市若美デイサービスセンター条例を廃止する条例については、一括してご説明を申し上げます。

男鹿市若美老人福祉センターと若美南部地区コミュニティホームにつきましては、棟続きの建物であります。同施設は、老朽化により廃止を前提としてきたものであり、施設の管理におきましても、今年度は指定管理期間を本年3月31日までの1年間とし、指定管理者である社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会と施設廃止に係る諸課題の解決について協議を重ねてきたところであります。継続の要望もありましたが、対する厳しい情勢もあり、お互いの事情をくみながら廃止の合意に至ったものであります。

なお、若美中央地区コミュニティホームは、美里小学校グラウンド脇にある建物ですが、現在は若美支所が管理する倉庫としており、一般の利用はないものであります。

男鹿市コミュニティホーム条例は、この2施設であることから、今回条例を廃止するものであります。

また、男鹿市若美デイサービスセンター「ふれあい荘」につきましては、この後の議案でもご説明いたしますが、現在施設を指定管理し、運営しております社会福祉法人若美さくら会から、事業廃止の申し出があり、指定管理期間を変更して事業を停止することから、施設についても廃止するものであります。

廃止条例の施行期日は、平成30年4月1日であります。

議案第12号から14号につきましては、以上でございます。

次に、議案書67ページをお願いいたします。

67ページ、議案第20号から70ページ、議案第23号までの権利の放棄についてであります。

本4件の議案は、障害者住宅整備資金貸付金1件、災害援護資金貸付金3件の不納欠損処分、権利の放棄であります。

それぞれ本人死亡、また不明、保証人死亡または生活困窮など、現時点では返済の見込みがなく、加えて時効もしくは時効の援用がなされているものであります。

債務者住所・氏名及び放棄となる債権額は、各議案書記載のとおりであります。

次に、議案書 71 ページをお願いします。

議案第 24 号は、男鹿市若美デイサービスセンター「ふれあい荘」の指定管理期間の変更についてであります。

先ほども一部ご説明いたしました但、若美老人福祉センター、若美南部地区コミュニティホームと棟続きであります本施設は、老朽化により水回りに大規模な修繕が必要なことや、施設建物や不具合が多く、デイサービス事業の継続が困難であることなどから、指定管理しております社会福祉法人若美さくら会理事長谷文隆より、事業廃止による指定管理期間の変更の申し出があったものであります。

期間の変更は、「平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日」までであったものを、「平成 30 年 3 月 31 日」までとするものであり、事業廃止とともに施設条例の廃止をするものであります。

議案第 24 号につきましては、以上でございます。

議案書 85 ページをお願いいたします。

議案第 37 号男鹿地区衛生処理一部事務組合格約の一部変更についてであります。

地方自治法の規定に基づきまして関係地方公共団体で協議いたしました、男鹿地区衛生処理一部事務組合格約の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

次のページ 86 ページをお願いいたします。

男鹿地区衛生処理一部事務組合格約の第 5 条、組合議会の組織及び選挙の方法、第 1 項中、定数「11 人」を「10 人」に改め、同条第 2 項中、「男鹿市 7 人」を「男鹿市 6 人」に改めるものであります。

この規約は、知事の認可を受け、平成 30 年 4 月 22 日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わりますが、ご可決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（三浦利通君） 次に、藤原産業建設部長の説明を求めます。藤原産業建設部長

【産業建設部長 藤原誠君 登壇】

○産業建設部長（藤原誠君） おはようございます。

私からは、産業建設部に係る議案第15号から議案第19号までについて、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の57ページをお願いいたします。

まず、議案第15号男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、昨年、市内で初めてツキノワグマの目撃や生息痕跡等が確認され、大型獣の捕獲には危険が伴うことから、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊員を特別職の非常勤職員として位置づけるため、本条例の一部を改正するものであります。

条文にあります第2条第2項の改正規定は、鳥獣被害対策実施隊員の追加に伴い条文の整理を行ったものであります。

別表の改正規定は、鳥獣被害対策実施隊員の報酬年額について規定するもので、国の示す金額を参考に、年額4,000円とするものであります。

施行期日は、平成30年4月1日であります。

59ページをお願いいたします。

次に、議案第16号男鹿市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、手数料の標準額が見直されたことから、本市においても関係する手数料の改定を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、別表51項中の砂利採取法の規定による砂利採取計画の認可の申請手数料を「3万7,700円」から「3万3,900」に、同表52項中の砂利採取計画の変更の認可の申請手数料を「1万7,000円」から「1万5,000円」に改めるものであります。

施行期日は、平成30年4月1日であります。

61ページをお願いいたします。

次に、議案第17号男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、姫ヶ沢・泉台団地に建設中の1戸1棟について、設置及び駐車場使用料を定めるとともに、公営住宅法施行令の改正に伴い条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

条文の改正内容は、家賃の決定及び収入超過者に対する家賃において、認知症などにより収入申告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合の入居者について家賃の算定方法を加えるほか、政令の改正による条文整理を行ったものであります。

次のページをお願いいたします。

下段の別表の改正規定は、別表第1の1に新たに建設した住宅の位置及び構造、規模などを、別表第2に同住宅の駐車場の使用料などを加えるものであります。

施行期日は、平成30年4月1日であります。

64ページをお願いいたします。

次に、議案第18号男鹿市単独子育て市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、公営住宅法施行令の一部改正に伴い条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

条文の改正内容は、子育て住宅使用料及び収入超過者に対する子育て住宅使用料において、認知症などにより収入申告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合の入居者について、住宅使用料の算定方法を加えるほか、条文の整理を行ったものであります。

施行期日は、平成30年4月1日であります。

66ページをお願いいたします。

次に、議案第19号男鹿市都市公園の設置に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、都市公園法施行令の一部改正に伴い、これまで全国一律で定めていた都市公園における運動施設率の割合を、国の基準を参酌し100分の50と定めるものであります。

施行期日は、平成30年4月1日であります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第7号から第24号まで、第36号及び第37号については、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会の付託

○議長(三浦利通君) 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第1号から第6号まで及び第25号から第35号までについては、予算特別委員会へ付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から第6号まで及び第25号から第35号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

○議長(三浦利通君) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長(三浦利通君) お諮りいたします。明日6日から15日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、明日6日から15日までは議事の都合により休会とし、3月16日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時28分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

議案第 36号 男鹿地区消防一部事務組合格約の一部変更について

教育厚生委員会

議案第 7号 男鹿市国民健康保険条例及び男鹿市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 男鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 男鹿市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 10号 男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 11号 男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例及び男鹿市指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 12号 男鹿市若美老人福祉センター条例を廃止する条例について

議案第 13号 男鹿市コミュニティホーム条例を廃止する条例について

議案第 14号 男鹿市若美デイサービスセンター条例を廃止する条例について

議案第 20号 権利の放棄について

議案第 21号 権利の放棄について

議案第 22号 権利の放棄について

議案第 23号 権利の放棄について

議案第 24号 男鹿市若美デイサービスセンター「ふれあい荘」の指定管理期間の変更について

議案第 37号 男鹿地区衛生処理一部事務組合格約の一部変更について

産業建設委員会

- 議案第 15 号 男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 男鹿市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 男鹿市単独子育て市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 19 号 男鹿市都市公園の設置に関する条例の一部を改正する条例について

予算特別委員会

- 議案第 1 号 平成 29 年度男鹿市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分について
- 議案第 2 号 平成 29 年度男鹿市一般会計補正予算（第 10 号）について
- 議案第 3 号 平成 29 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 4 号 平成 29 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 5 号 平成 29 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 6 号 平成 29 年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 25 号 平成 30 年度男鹿市一般会計予算について
- 議案第 26 号 平成 30 年度男鹿市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 27 号 平成 30 年度男鹿市診療所特別会計予算について
- 議案第 28 号 平成 30 年度男鹿市介護保険特別会計予算について
- 議案第 29 号 平成 30 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 30 号 平成 30 年度男鹿みなと市民病院事業会計予算について
- 議案第 31 号 平成 30 年度男鹿市上水道事業会計予算について
- 議案第 32 号 平成 30 年度男鹿市ガス事業会計予算について
- 議案第 33 号 平成 30 年度男鹿市下水道事業会計予算について
- 議案第 34 号 平成 30 年度男鹿市農業集落排水事業会計予算について
- 議案第 35 号 平成 30 年度男鹿市漁業集落排水事業会計予算について